

○基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第7条第2項第4号へに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合）</p> <p>1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 放送法第163条の規定に基づき、認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者が行う地上基幹放送（全国放送を除く。）の業務については、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めること。</u></p> <p><u>(7) 地上基幹放送（全国放送を除く。）の業務を行う基幹放送事業者の以下に掲げる者（認定放送持株会社の関係会社にあつては、ウ）は、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者であること。</u></p> <p>ア 主たる出資者</p> <p>イ 役員</p> <p>ウ 審議機関の委員</p>	<p>第2 (同左)</p> <p>1 (同左)</p> <p>(1)～(5) (同左)</p>

2 (略)

2 (同左)

○平成二十三年総務省告示第二百七十一号（放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項）
 （傍線部分は改正部分）

改正案

現行

届出を要する事項は、放送法施行規則別表第七の一号、第七の二号又は第七の三号の表に掲げる事項（放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関する事項を除く。以下同じ。）の変更に係る事項とし、届出は、次の表の上欄の区分に従い、同表の下欄に掲げる提出書類（別表第七の一号の表に掲げる事項の変更に係るものにあつては、その写し一通を含む。）を遅滞なく提出して行うものとする。

（同上）

区分	提出書類
一 (略)	(略)
二～四 (略)	一 放送法施行規則第六十五条第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したも
五 地上基幹放送事業者にあつては十分の一を超える議決権を有する業者、衛星基幹放送事業者又は移動受信用地上基幹放送事業者にあつては三分の一を超える議決権を有する者に関する事項	二 役員に関する事項に変更があつた場合には、新たに選任された役員等の履歴書を添えること。

区分	提出書類
一 (同左)	(同左)
二～四 (同左)	一 (同左)
五 地上基幹放送事業者にあつては十分の一を超える議決権を有する業者、衛星基幹放送事業者又は移動受信用地上基幹放送事業者にあつては百分の十三・三三三三三を超え議決権を有する者に関する事項	二 (同左)

<p>六 地上基幹放送事業者にあつては十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者、衛星基幹放送事業者にあつては十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者又は三分の一を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者にあつては三分の一を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項</p>		<p>六 地上基幹放送事業者にあつては十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者、衛星基幹放送事業者にあつては十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者又は百分の三十三・三三三三三三を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者にあつては百分の三十三・三三三三三三を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項</p>	
<p>七 (略)</p>		<p>七 (同左)</p>	
<p>八 (略)</p>		<p>八 (同左)</p>	
<p>九 (略)</p>		<p>九 (同左)</p>	